の混信基準適用の可能性

静止衛星軌道対静止衛星軌道の調整を発動するための、ΔT/T>6%の基準に代わる第二の案は、より精度の高い基準を用い、国際周波数登録原簿に記載済みの割当てが不当に厳しい保護を要求しないように及びその近辺への新しい割当調整を妨げることがないようにするものである。この方法は、第9.41号が適用される調整軌道弧の外に影響を被る主管庁を含める際に、ΔT/T基準の代わりにC/I基準を用いることからなる。この方法では、C/Iレベルは、例えば、ITU-R勧告S.741の手法に従って計算される。C/Iレベルが規定のしきい値よりも低い調整軌道弧外にある通信網は、調整が必要な通信網に含まれる。

ΔT/T>6%の評価に代わる方式の妥当性及び手続規則のB部B3節に示されたC/I基準を用いた衛星通信網間の混信計算手法を、無線通信規則に（例えば付録第８号に）盛り込むことの妥当性及びこれに対応する変更を無線通信規則付録第５号に加える必要性の検討が課題として考えられる。

追　　決議第757（WRC-12）　ナノ衛星及びピコ衛星の規制的側面

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　一般的に重量が0.1-10kgで、どこの長さも0.5m未満のナノ衛星及びピコ衛星は、これらより大きな衛星とは異なった物理的特性を有すること。

b)　ナノ衛星及びピコ衛星は、開発期間が短く（１年から２年）、しばしば市販の部品を使い低価格であること。

c)　これらの衛星の運用寿命はその使命に応じ、数週間から数年（５年未満）であること。

d)　ナノ衛星及びピコ衛星は、遠隔測定、宇宙気象調査、高層大気調査、天文通信、技術のデモンストレーション技術の教育及び商業用を含む各種目的と用途のために使用されており、したがって、各種無線通信業務の中で運用される可能性があること。

e)　これらの衛星は典型的には二次的なペイロードとして打ち上げられること。

f)　これらの衛星によって遂行される任務には、同様の衛星数個との同時打上げ及び運用が必要になるものがあること。

g)　現在、多くのナノ衛星及びピコ衛星が、アマチュア衛星業務と気象衛星業務(MetSat)に分配されている30-3000MHzの周波数帯を、その目的がこれらの業務と整合していない可能性があるにも関わらず使用していること。

h)　ナノ衛星及びピコ衛星は限定された軌道制御能力しか持っておらず、したがって特異な軌道特性を持っている可能性があること。

i)　WRCの常設議題である議題項目７の下では、いまだ、ナノ衛星及びピコ衛星の通告のための規制的手続の検討をするに至っていないこと。

以下を更に考慮し、

a)　ナノ衛星及びピコ衛星の適切な時期における開発と運用には、短期の開発期間、短寿命及びこれらの衛星の典型的な目的を考慮した、規制上の手順が必要になる可能性があること。

b)　無線通信規則の第９条及び第11条の衛星の調整及び通告に関する既存の条項は、これらの衛星の特性に対応するため、調整する必要がある可能性があること。

以下をWRC-18に要請することを決議し、

ナノ衛星及びピコ衛星の導入と運用を容易にするため、衛星通信網の通告のための規制上の手続を変更する必要性について検討し、適切な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

宇宙通信網の通告のための手続を検討し、短い開発時間、短い任務時間及び特異な軌道特性を考慮しつつ、ナノ衛星及びピコ衛星の導入と運用を可能にするための可能な変更を検討すること。

以下を無線通信局長に指示し、

これらの研究の結果をWRC-15に報告すること。

以下を主管庁及び部門構成員に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより積極的に研究に参加すること。

追　　決議第758（WRC-12）　FSS及び海上移動衛星業務への7/8GHzの周波数範囲における分配

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　7250-7750MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び7900-8400MHzの周波数帯（地球から宇宙）は世界的にFSSに分配されていること。

b)　これらの帯域又はその一部は、固定移動、気象衛星業務及び地球探査衛星業務（宇宙から地球）など他の業務にも世界的に分配されていること。

c)　第5.461号の規定を介して第9.21号の規定に基づいて得られた合意に基づき、7250-7375MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び7900-8025MHzの周波数帯（地球から宇宙）がMSSにも一次的基礎で分配されていること。

d)　幾つかの主管庁は、これらの帯域におけるそれらの現行及び将来のアプリケーションに対して周波数が不足していると報告していること。

e)　これらの次世代衛星によるデータ伝送に対する追加要求帯域幅は最大100MHz程度と推定されること。

f)　隣接する7150-7250MHzの周波数帯及び8400-8500MHzの周波数帯は現在、固定業務、移動業務及びSRSに分配されていること。

g)　SRSでは7145-7190MHzの周波数帯（地球から宇宙）及び8400-8450MHzの周波数帯（宇宙から地球）の利用は深宇宙に限られており、現在、無線通信規則の中ではSRS（深宇宙）と同一帯域に分配されている宇宙業務は存在しないこと。

h)　超小型地球局(VSAT)相当の小型なFSS地球局を、場所を選択せずに導入することは、一般的にはSRSの保護と両立しないこと。

i)　海上移動衛星業務の下で検討された周波数の要求は、領海外の運用にも対応していること。

以下に留意し、

第5.458号、第5.459号、第5.460号、第5.465号及び第5.466号の条項

以下をITU-Rに要請することを決議し、